## 剰 余 金 処 分 案

区分	繰 越 不 足 金	当 期 剰 余 金	未 処 分 剰 余 金
農作物共済勘定	п 0	303, 368	я 303, 368
家 畜 共 済 勘 定	0	82, 608, 529	82, 608, 529
園 芸 施 設 共 済 勘 定	0	53, 243, 437	53, 243, 437
任 意 共 済 勘 定	0	497, 241, 955	497, 241, 955

上記未処分剰余金を下記のとおり処分する。

#### 1 農作物共済勘定

	項目	法 定 稅	責 立 金	特別和	責 立 金	摘    要
区 分		当 期	累 計	当 期	累計	如    女
水	稲	円 0	2, 936, 362, 425	я 303, 368	2, 407, 075, 836	法定限度額1,936,932,524円
	麦	0	7, 773, 779		34, 531, 577	
合	計	0	2, 944, 136, 204	303, 368	2, 441, 607, 413	

区分別の積立金の陶器の金額は、既積立金総額と当期剰余金の合計額5,385,743,617円を区分ごとの過不足累計額(水稲7,458,190,339円(99.8%)、 麦13,401,458円 (0.2%))により配分し、この配分額から既積立額を差し引いて得たものであるが、麦において既積立額を下回るので、水稲に再配分したものである。

## 2 家畜共済勘定

区			_	項	目	法	定	積	立	金	特	別	積	<u>7</u>	金	摘	要	
家	畜	共	済	勘	定				41	, 304, 265				41	,304 <b>,2</b> 64			

#### 3 園芸施設共済勘定

区分	法 定 積 立 金	特 別 積 立 金	摘    要
園 芸 施 設 共 済 勘 定	26, 621, 719	26, 621, 718	

### 4 任意共済勘定

区	/ 分	_		項 ——	目 /	法	定	積	立	金	特	別	積	立	金	摘	要
任	意	共	済	勘	定				248	, 620, 978				248	, 620, 977		•

# 不 足 金 処 理 案

区	<u>分</u>	_	_	項 ——	<b>I</b>	繰越不足金	当期剰余(不足)金	未処理不足金
果	樹	共	済	勘	定	A	△ 8, 181, 701	8, 181, 701
畑	作	物 #	; 済	勘	定		△ 677, 438	677, 438
農	機具	更新	f 共	済 勘	定	37, 480, 818	21, 607, 117	15, 873, 701

上記未処理不足金を下記のとおり処理する。

区	<del>分</del>		_	項	目	法定積立金による補填	特別積立金による補填	繰越不足金
果	樹	共	済	勘	定	8, 181, 701	円 <b>0</b>	н <b>0</b>
畑	作	物共	済	勘	定	677, 438	0	0
農	機具	. 更新	共	斉 勘	定	0	0	15, 873, 701